

小美玉市男女共同参画に関する 市民意識調査結果報告書

概要版

小美玉市においては、男女共同参画社会の実現に向けて「小美玉市男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念のもと男女共同参画の推進に取り組んでいます。その一環として、市民の男女共同参画に関する考えを把握し、計画策定や今後の施策を検討する基礎資料とするために本調査を実施しました。

参考 小美玉市男女共同参画条例

この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念並びに小美玉市自治基本条例第21条の規定に基づき、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務と基本施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会を実現することを目的としています。

【基本理念】

- 男女の人権の尊重
- 暴力の根絶
- 社会制度又は慣行についての配慮
- 共同参画の機会確保
- 家庭生活とその他の活動の両立
- 性と生殖に関する健康と権利
- 国際協調

アンケートの回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
総数	2,000	798	39.9%
女性	1,000	416	20.8%
男性	1,000	367	18.4%
性別不明	-	15	0.8%

調査地域：小美玉市全域
調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した
小美玉市在住の20歳以上の市民
対象者数：2,000人
調査期間：平成20年12月12日～12月31日
調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

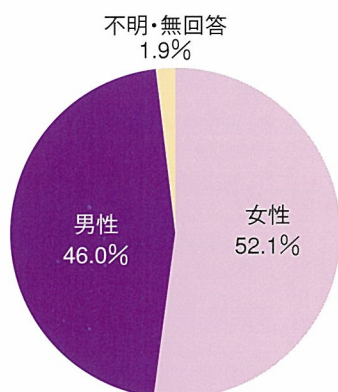
※ 回収率は総数に対する割合

調査結果

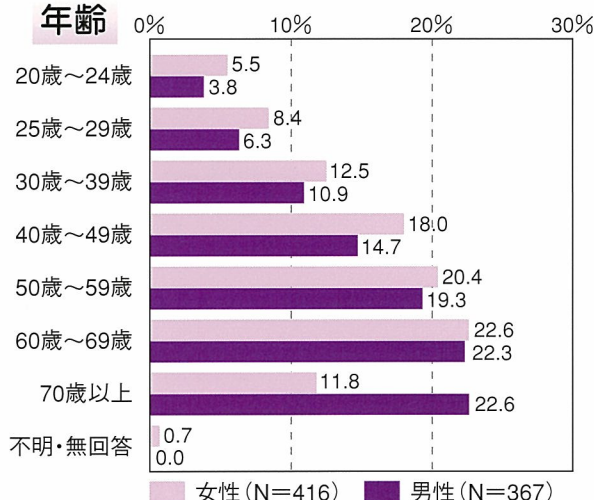
1 回答者の属性

性別

全体 (N=798)



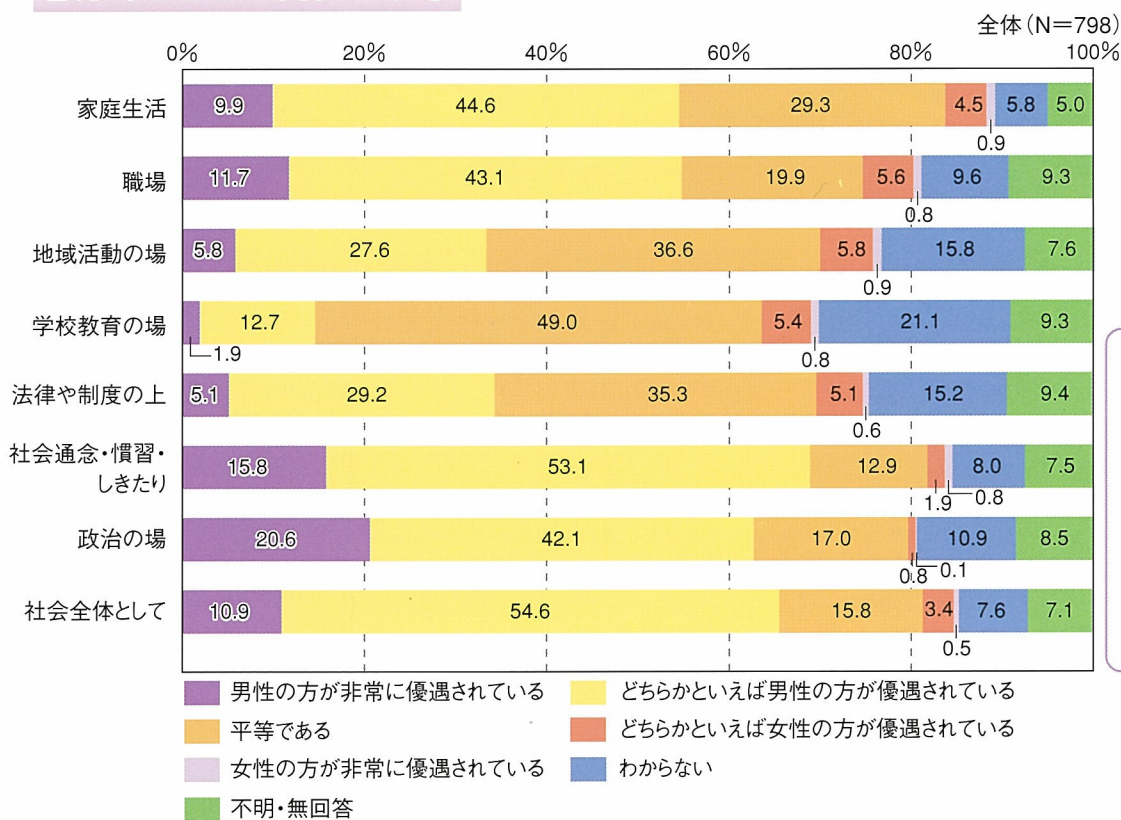
年齢



回答者は、「女性」が52.1%、「男性」が46.0%となっています。年齢構成については、「60歳～69歳」の回答が2割を超えて高くなっており、50歳以上が約6割を占め、高齢層の回答がやや高い状況となっています。

2 男女平等に関する意識について

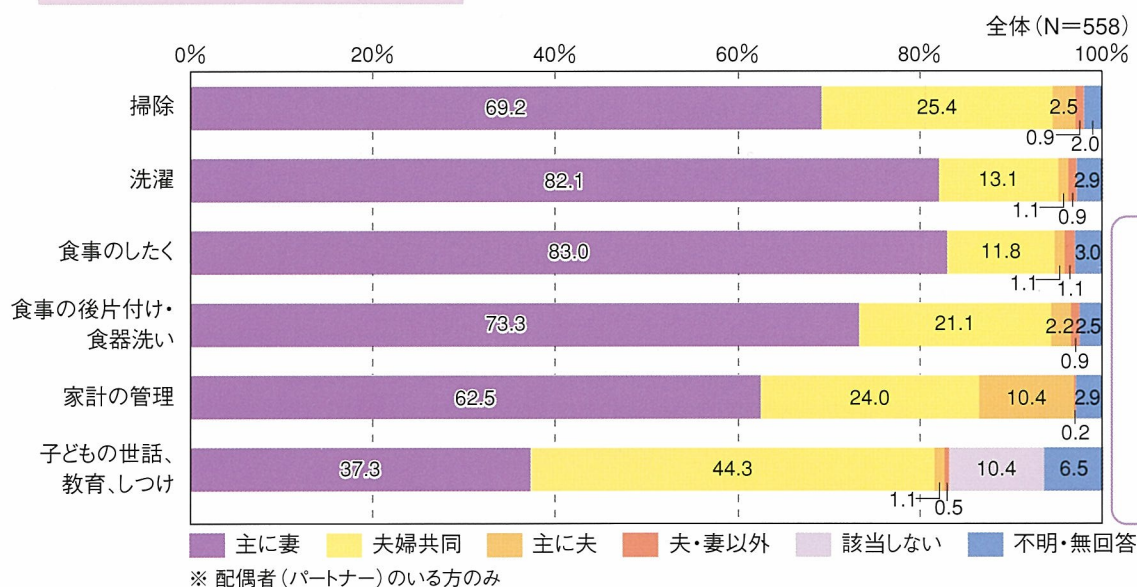
各分野における男女の平等



各分野における男女の平等については「地域活動の場」「学校教育の場」「法律や制度の上」を除くすべての分野で『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合）の割合が高くなっています。

3 家庭について

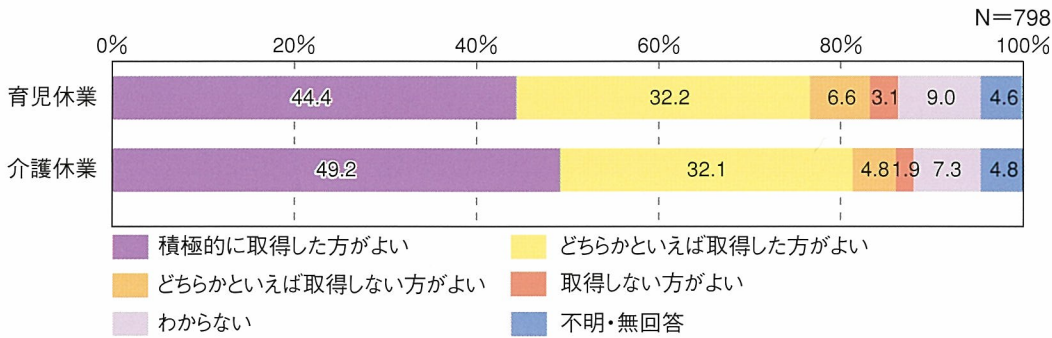
家庭の仕事の分担について



家庭についてみると、『掃除』『洗濯』『食事のしたく』『食事の後片付け・食器洗い』『家計の管理』については、「主に妻」の割合が6割を超えて高くなっており、家庭の仕事の大半は女性が担っている状況にあることがうかがえます。

4 就労について

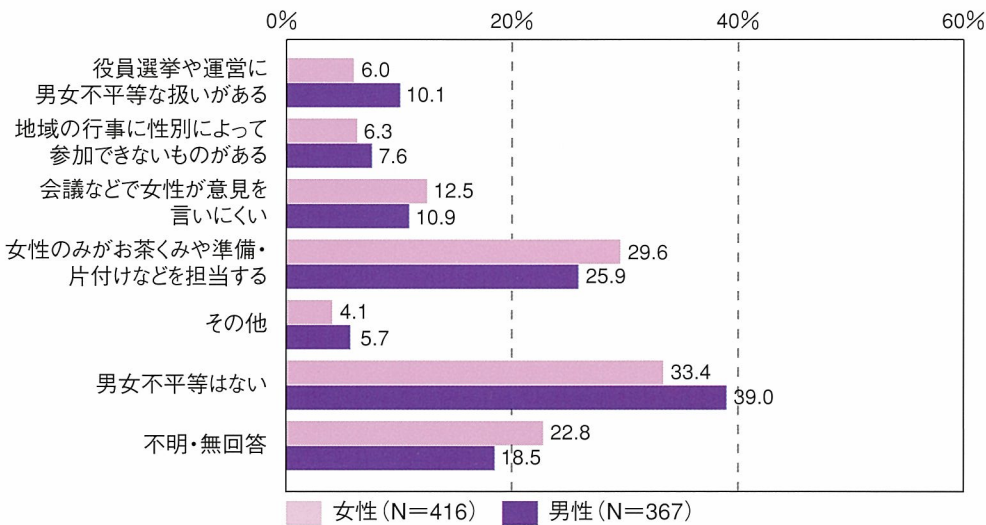
男性が育児休業や介護休業を取得することについて



男性の育児休業や介護休業の取得についてみると、「積極的に取得した方がよい」「どちらかといえば取得した方がよい」の取得した方がよいとする回答が、育児休業で76.6%、介護休業で81.3%と高くなっています。

5 地域社会活動について

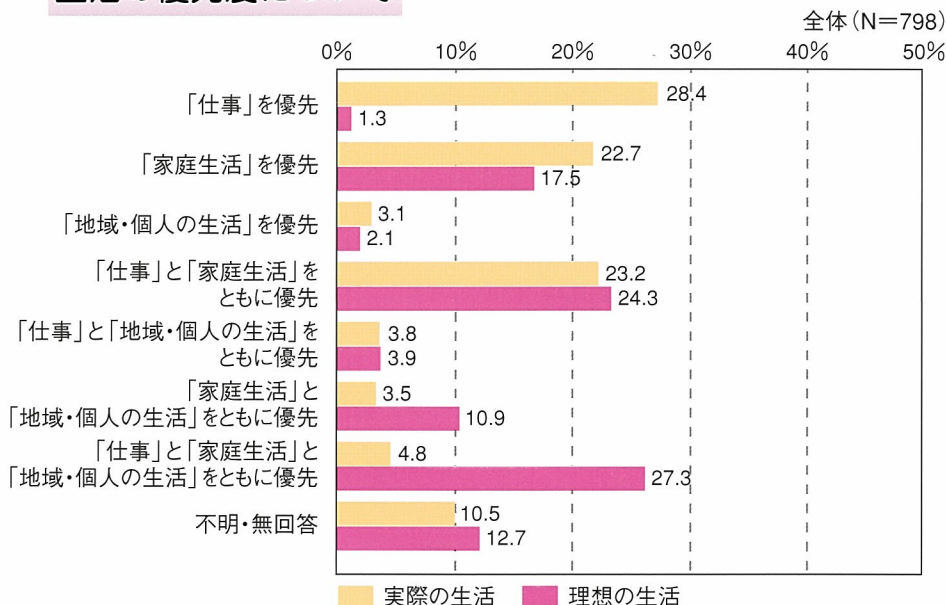
住んでいる地域において男女不平等なことについて



住んでいる地域において男女不平等なことについてみると、男女ともに「男女不平等はない」が高くなっていますが、「女性のみがお茶くみや準備・片付けなどを担当する」についても女性で29.6%、男性で25.9%と3割近い回答がみられます。

6 生活の優先度について

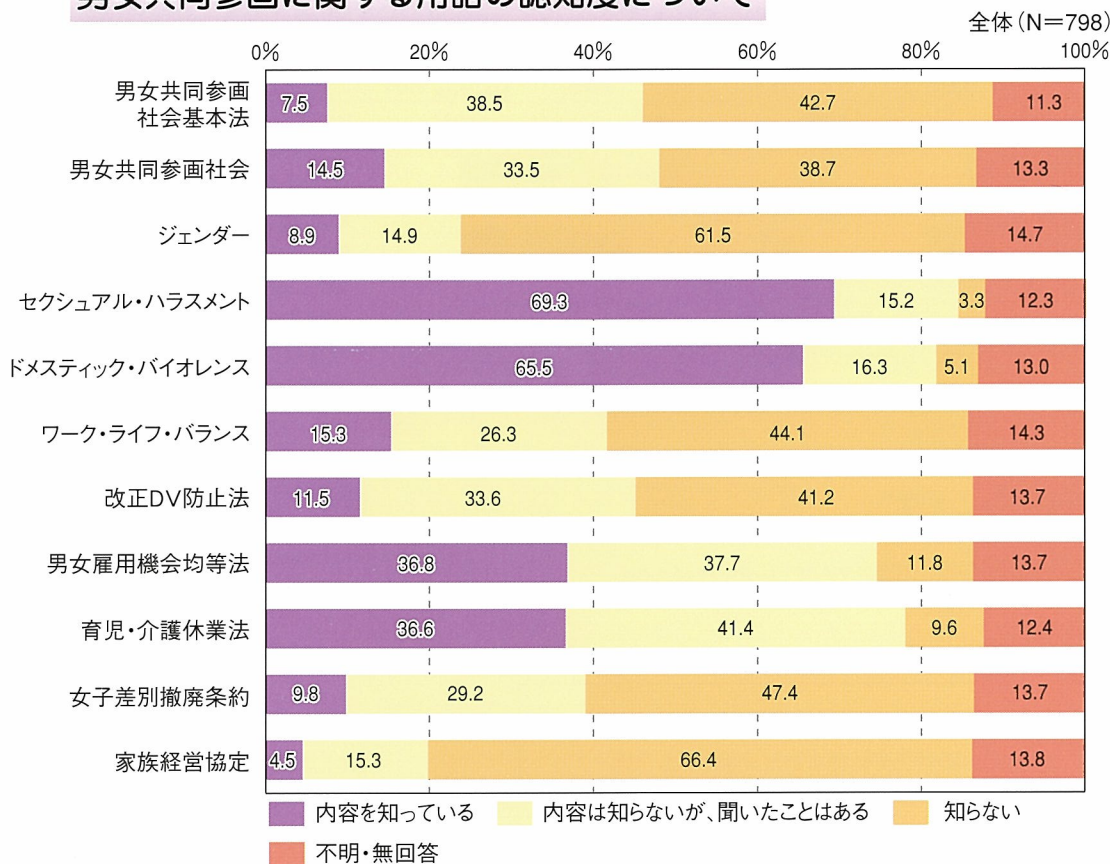
生活の優先度について



生活の優先度についてみると、実際の生活については、「仕事」を優先が28.4%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先が23.2%、「家庭生活」を優先が22.7%と仕事と家庭への優先度が高くなっていますが、理想の生活では、仕事と家庭のほか、地域・個人の生活の優先度が高くなることがうかがえます。

7 男女共同参画社会について

男女共同参画に関する用語の認知度について



男女共同参画に関する用語の認知度についてみると、『セクシュアル・ハラスメント』『ドメスティック・バイオレンス』は「内容を知っている」の割合が6割以上と高くなっています。『ジェンダー』『家族経営協定』については「知らない」の割合が6割程度で高くなっています。『男女共同参画社会』については「知らない」が38.7%みられます。

用語の説明

- 男女共同参画社会基本法**：平成12年に施行された男女共同参画社会の実現のための法律
- 男女共同参画社会**：男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会
- ジェンダー**：社会的・文化的に作られた性別
- セクシュアル・ハラスメント**：セクハラ・性的いやがらせ
- ドメスティック・バイオレンス**：DV、配偶者・恋人等からの暴力
- ワーク・ライフ・バランス**：仕事と生活の調和
- 改正DV防止法**：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 男女雇用機会均等法**：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律
- 育児・介護休業法**：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 女子差別撤廃条約**：女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃していくことを定めた国際条約
- 家族経営協定**：家族農業経営世帯の家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いで取り決めをした家族内のルールを文書化したもの

平成21年3月

小美玉市長公室 企画調整課 男女共同参画係
 〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地
 電話：0299-48-1111(代表)
 FAX：0299-48-1199
 URL：http://city.omitama.lg.jp